

入札説明書

福岡県が発注する平成 28 年度事業福岡県公営住宅（仮称）広津団地建築工事（一般競争入札）に係る入札公告に基づく入札等については、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成 28 年 8 月 23 日

2 担当部署

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟 7 階）

電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部県営住宅課住宅設計係（県庁行政棟 7 階）

電話番号 092-643-3736

3 工事内容等

(1) 工事名 平成 28 年度事業福岡県公営住宅（仮称）広津団地建築工事

(2) 工事場所 築上郡吉富町大字広津

(3) 工事概要 建築一式工事（公営住宅（鉄筋コンクリート造り、地上 4 階建て、延べ 1,371.37 平方メートル）及び駐輪場他（延べ 59.92 平方メートル）の新築工事）

4 工期

契約締結日の翌日から平成 29 年 10 月 27 日まで

5 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の対象工事である。

(2) 本工事は、入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事であり、電子入札によらない者の参加は認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

ア ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり ICカード再発行の申請中の場合

イ 名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ICカード再発行の申請中の場合

ウ その他やむを得ない事由があると認められる場合

ア～ウのいずれかに該当する場合、紙入札方式参加承諾願を提出して契約担当者の承認を受けること。

(3) 電子入札による手続開始後は、原則として、紙入札方式への途中変更を認めない。ただし、障害等のやむを得ない事情がある場合は、紙入札方式移行申請書を提出して契約担当者の承認を受けること。

- (4) 紙入札方式による手続開始後は、電子入札への途中変更は認めない。
- (5) その他電子入札に関する事項は、福岡県電子入札運用基準による。
- 6 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 28 年 3 月福岡県告示第 219 号）」に定める資格を得ている者（平成 28 年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）掲載者）。
- 7 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 平成 28 年 9 月 6 日（火）現在において、次の条件を満たすこと。
- なお、開札時点においても同条件を満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 30 日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の掲載者を除く。）。
- (5) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ア 設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。
- 株式会社 アスク設計
- イ 当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。
- (ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者
- (イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者
- (ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (6) 次のアからウに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、京築県土整備事務所管内又は北九州県土整備事務所管内の北九州市門司区、小倉北区若しくは小倉南区に有すること。
- (8) 建築一式工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がA aであること。
- (9) 建築工事業について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (10) 平成13年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、500平方メートル以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。
- (11) 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(注意)

「専任の監理技術者」とは、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事現場に常駐できる者であり、かつ、建設業法第7条第1号に該当する経營業務の管理責任者でない者及び同法第7条第2号又は第15条第2号の規定による営業所における専任の技術者でない者のことである。

- (12) 福岡県建築都市部（出先機関を含む。）が発注した建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事（解体工事に限る。）、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事又は消防施設工事について、施工中又は落札後契約手続中（当該工事の開札以前に他の工事を落札している場合をすべて含む。）でないこと。

(注意)

「施工中でないこと」とは、工事が完了し、工事竣工届が福岡県に提出されていることをいう。

- (13) 簡易な施工計画が適切であること。適切であるとは、必要事項の記載があり、かつ、発注者が示す課題を逸脱したものでないことをいう。

8 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。

(2) 総合評価の方法

「7入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに（1）について評価し、0～20点の範囲で加算点を加える。評価基準は別表1のとおり。

標準点+加算点=100点+（0～20点）

評価値=（標準点+加算点）/入札価格

(3) 落札方式

ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、(ア)の要件に該当する者のうち、

- (2) によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
- (7) 予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした者。
- イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (4) 評価内容の担保
- 請負者の責により入札時の評価内容が満足できない場合、工事成績評定点の減点(最大10点)を行う。減点数は下記のとおりとする。
- ア 簡易な施工計画に記載された内容については、履行状況の検査を行う。
簡易な施工計画に記載された内容が満足できない場合、1項目ごとに5点減点し、満足できない項目が2項目を超える場合は、指名停止を行う場合がある。
- イ 配置予定技術者の途中交代が認められた場合で、入札時の「配置予定技術者の技術力」の得点が満足できない場合、5点減点する。
- (5) 配置予定技術者の評価について
- 配置予定技術者を複数登録した場合は、評価の最も低い者を加算点の対象とする。
- (6) 簡易な施工計画の作成方法及び留意事項
- 簡易な施工計画の課題を下表に示す。
- 本工事を施工するにあたり、指定した課題に対して、各仕様書や各種法令及び社会的要求等を満足するための具体的で有効な施工方法、施工上の工夫を記載すること。
- なお、様式第4号の5の別紙「簡易な施工計画」作成に関する注意事項をよく読んで作成すること。

課題1	鉄筋コンクリート造建物躯体の耐久性確保について
趣旨	<p>県営住宅においては、入居者が長期にわたり、安全・安心に住まうことができるよう安全性・耐久性の高い建物とすることが求められる。</p> <p>本課題は、鉄筋コンクリート造建物躯体の耐久性を確保する上で、施工の各段階を踏まえた具体的で有効な提案を求めるものである。</p>
課題2	工事期間中において周辺生活者に配慮すべき事項とその対策について
趣旨	<p>本計画敷地の周辺は、住宅が建ち並んでおり、工事期間中における周辺生活者の安全確保や閑静な住環境に対する配慮が欠かせない。</p> <p>本課題は、そのような工事の特色を踏まえ、周辺生活者に対して配慮すべき事項とその対策について、具体的で有効な提案を求めるものである。</p>

9 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を2の(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を2の(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、平成28年8月23日(火)から平成28年10月25日(火)までの毎日(ただし、福岡県の休日(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。))を除く。)、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、平成 28 年 8 月 23 日(火)から平成 28 年 10 月 25 日(火)までの県の休日を除く毎日、2 の(1)の部局より配付する。希望者は、F A Xにより申し込んだ後に受け取ること。

(3) 参考数量内訳書の配付

入札金額を見積もるための参考数量内訳書については、競争参加資格確認通知書に添付する。

10 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は受付場所への持参又は郵送により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

ア 場所

2 の(2)に同じ

イ 期間

平成 28 年 8 月 24 日(水)から平成 28 年 9 月 29 日(木)までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 場所

2 の(2)に同じ

イ 期間

平成 28 年 9 月 1 日(木)から平成 28 年 10 月 25 日(火)までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

11 入札参加申込みの受付

(1) 申込受付期間

平成 28 年 8 月 23 日(火)から平成 28 年 9 月 6 日(火)までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 受付場所

2 の(1)に同じ

(3) 提出書類

様式第 7 号「入札参加申込確認票」を参照

(4) 提出方法

ア 電子入札システムによる場合

(3)の提出書類のうち、各様式のみを電子入札システムに添付(ただし、様式第 1 号の 1 を除く。)して申請するとともに、(3)の提出書類(添付書類を含む全て。)を A 4 サイズの紙(A 3 サイズを A 4 サイズに折り込んだものも可)に印刷し、2 の(1)の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合はウの手続きによる。

イ 紙入札方式による場合

(3)の提出書類(添付書類を含む全て。)を A 4 サイズの紙(A 3 サイズを A 4 サ

イズに折り込んだものも可) に印刷し、2 の(1)の部局へ持参又は郵送すること。
郵送の場合はウの手続による。

ウ 郵送手続

- (ア) 郵送する書類の名称、枚数を記載した目録を作成すること。
- (イ) 2 の(1)の部局の名称及び所在地をあて名とする書留とすること。
- (ウ) 封書表面に平成 28 年 8 月 23 日公告、平成 28 年度事業福岡県公営住宅（仮称）
広津団地建築工事と明記の上、「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。
- (エ) 書類の分割郵送は認めない。
- (オ) 郵送する場合の期限は、平成 28 年 9 月 6 日(火)午後 5 時 00 分までに 2 の(1)
の部局に必着とする。

(5) その他

- ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は、返却しない。

12 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は平成 28 年 9 月 21 日(水)までに競争参加資格確認通知書により
通知する。

13 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと決定された者は、「福岡県建設工事における入札・契約の過
程に係る苦情処理手続要領」の規定に基づき、競争参加資格がないと決定された理
由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、平成 28 年 9 月 29 日(木)までに書面（同要領様式第 1
号）を提出して行わなければならない。
- (3) 書面は 2 の(1)の部局へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けな
い。
- (4) 説明を求められたときは、平成 28 年 10 月 6 日(木)までに説明を求めた者に対し回
答書（同要領様式第 2 号）により回答する。

14 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 日時

電子入札システムによる入札は、平成 28 年 9 月 23 日(金)から平成 28 年 10 月 25
日(火)午後 2 時 58 分までの電子入札システム稼働時間。

紙入札方式による入札は、平成 28 年 10 月 25 日(火) 午後 3 時 00 分

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟 7 階）

(3) 入札書の提出方法

- ア 電子入札システムにより入札手続きを行う者（以下「電子入札業者」という。）
は電子入札システムにより提出し、紙での入札手続きを行う者（以下「紙入札業者」
という。）は入札書を直接持参すること。
- イ 入札執行回数は、1 回とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（入札書に記載される金額を記録した電磁的記録を含む。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

15 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。紙入札業者は入札時に工事費内訳書を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。

電子入札業者は電子入札システムにより提出すること。

なお、入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

16 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに14の(2)の場所において行う。

17 入札保証金

見積金額（税込み。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険期間は開札の日から8日間とする。

(2) 開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

18 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

19 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札説明書、現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、入札者が判明しない入札

- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (7) 入札保証金が 17 に規定する金額に達しない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (9) くじ番号の記載がない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）なお、くじによる落札決定を要しない場合においても、くじ番号の記載がない又は必要事項を確認できない入札は無効とする。
- 20 最低制限価格の有無
有
- 21 予定価格及び最低制限価格の事前公表の有無
有
- 22 予定価格及び最低制限価格の事前公表の場所、方法、期間及び注意事項
- (1) 場所及び方法
2 の(1)に掲示
 - (2) 期間
平成 28 年 9 月 21 日(水)から平成 28 年 10 月 25 日(火)までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
 - (3) 注意事項
ア 最低制限価格を下回る金額での入札は無効となる。
イ 予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。（辞退届を提出のこと。）
- 23 支払条件
- (1) 前払金
有
 - (2) 部分払又は中間前払金（選択）
有
- 24 落札者の決定の方法
- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し入札を終了する。
 - (2) 予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、8 の(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (3) 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
 - (4) 落札者の決定は、原則として開札日に行うものとする。
 - (5) (2)により落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を落札決定の翌日から 2 の(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。
なお、入札参加者の自者の加算点内訳については、2 の(1)の部局に対して、自者からの書面（技術評価点通知について（様式））による申し出（通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒（切手添付）を申請時に添付又は郵送すること）により情

報提供を行う。申し出は、電子申請時の添付、郵送又は持参により、入札参加申込み期限日までとし、入札結果公表の日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に情報提供を行う。

ただし、入札の無効、辞退の場合は、回答しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、通知しない。

25 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）、入札心得書、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (5) 入札参加者は、入札参加申込みに当たり、配置を予定している主任（監理）技術者を、当該工事に主任（監理）技術者として専任させること等について誓約する誓約書を提出すること。
- (6) 落札者は、契約の締結に当たって、工事請負契約書第47条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人としなないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (7) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほかやむを得ない理由が生じた時には、入札を取り止める場合がある。
- (8) 申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした場合、指名停止を行う場合がある。また、前段に該当する者が行った入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合は落札者決定を取り消す場合がある。